

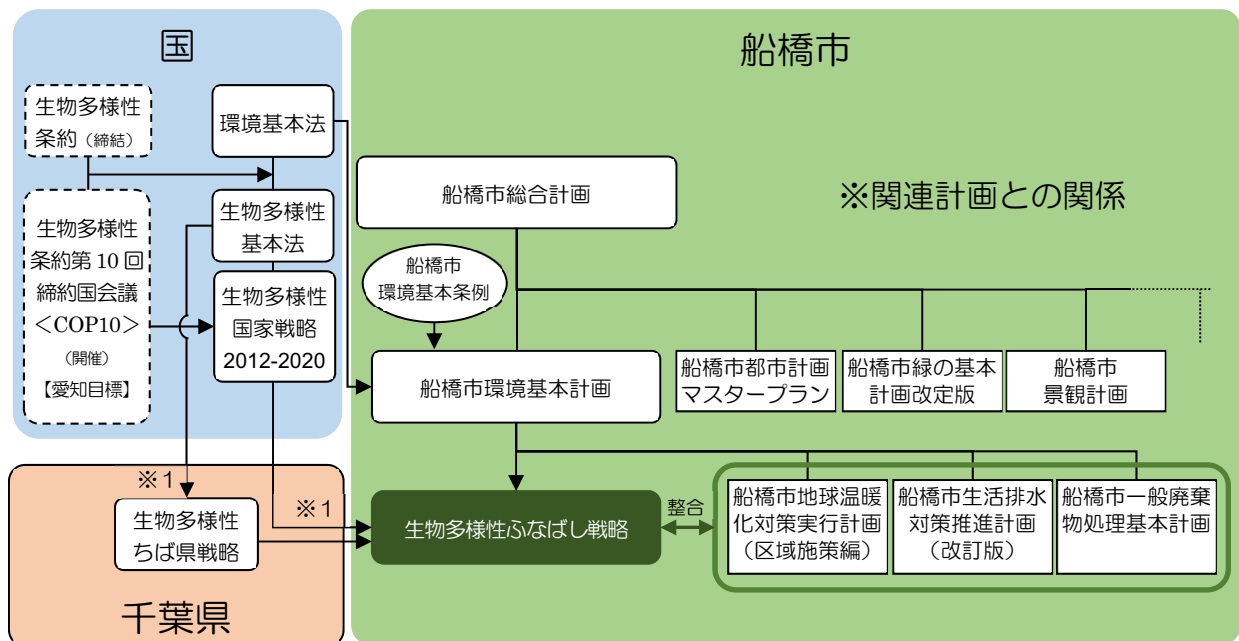
第 3 章

戦略の基本的な事項

(1) 戦略の位置付け

本戦略は、「船橋市総合計画」を環境面から推進する分野別計画として策定した「船橋市環境基本計画」を上位計画とし、「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」などの個別の関連計画との整合を図りつつ推進します。

また、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」や「生物多様性国家戦略2012-2020」および「生物多様性ちば県戦略」等を念頭におきながら推進します。



※ 1：生物多様性基本法第 13 条で都道府県および市町村で生物多様性地域戦略を策定することを努力義務として規定。生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第 11 条で規定されている計画であり、その中で生物多様性地域戦略の策定や見直しの指針を示しています。

(2) 対象とする地域

本戦略の対象は船橋市全域とすることを基本とします。

なお、生物多様性の保全にあたっては、市域のみで考えるのではなく、地形の連続性や流域単位で考える必要のある水循環、生き物の移動などの要素を考慮することで、より有効な施策とすることができる可能性があることから、必要に応じて広域的な連携を検討します。

(3) 対象とする期間

本戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用を通じて、自然と共生する社会を実現することを目指しています。また、長期的な展望に立って計画を策定するため、施策の実施効果を継続して維持していくことが大切です。そのため、期間を定めて施策の実施効果を評価し、その結果を踏まえ、計画の見直し等も進め、将来あるべき姿に確実に近づけていくことが必要です。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」（戦略計画2011-2020および愛知目標）では、2050年を目標年とする長期目標と2020年を目標年とする短期目標を掲げています。また、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割を担い、生物多様性地域戦略の策定と見直しの指針となる「生物多様性国家戦略2012-2020」では、「愛知目標」と同じ目標年を掲げています。

本戦略では、「愛知目標」と「生物多様性国家戦略2012-2020」との整合を図るために、2050年度（平成62年度）を長期目標年度とする目標を定めます。また、平成29年度から平成38年度までの10年間を本戦略の対象とする期間とします。

なお、おおむね5年ごとに戦略の効果や課題を検証し、必要な見直しを行います。

その際、平成32年度に関連する多くの計画が目標年度を迎えるため、それらの計画の改定や見直しの結果との整合を図ります。

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	...	H32 2020	...	H37 2025	H38 2026	H62 2050	
生物多様性ふなばし戦略 (H29.3)			策定					短期目標年度	長期目標年度		
愛知目標 (H22.10)					短期目標年					長期目標年	
生物多様性国家戦略 2012-2020 (H24.9)					短期目標年					長期目標年	
船橋市総合計画 後期基本計画 (H24.3)					目標年度						
船橋市環境基本計画 (H23.3)					目標年度						
船橋市都市計画マスタープラン (H24.3)					目標年次						
船橋市緑の基本計画改訂版 (H19.10)	中間目標年次						目標年次				

コラム

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）と愛知目標

国際条約の加盟国が集まる会議を締約国会議と言い、COP（Conference of the Parties）と呼びます。平成22年10月に愛知県名古屋市において開催された生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）では、179の国と地域から13,000以上の関係者（各国政府関係者、国連国際機関、NGOなど）が参加し、生物多様性の保全及び持続的な利用等に関する様々な議論が行われました。

また、過去最大となる350を越えるサイドイベントの開催やNGO、企業、地方公共団体などによる200近いブースの設置があり、開催期間中に約11万8千人の方々が参加しました。

愛知目標とは、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標であり、COP10において採択されました。この愛知目標の達成に向けたロードマップとして、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、市民には自然とふれあい、自然の恵みを体験することで豊かな生物多様性を実感することや、生物多様性に配慮した商品・サービスを選択・購入することなどが期待されています。

コラム

流域単位での広域的な連携の事例

<印旛沼流域水循環健全化会議>

印旛沼とその流域が抱える多くの課題（水質や生き物、治水等）を解決する会議で、印旛沼・流域の関係者（住民・市民団体、専門家、関係機関、行政等）で構成され、船橋市も参画しています。近年では、大雨が降ったときの排水作業や農作業の支障となっている特定外来生物のナガエツルノゲイトウを対象として、特に治水上のリスクが懸念される河川において、「ナガエツルノゲイトウ協働駆除作戦」を行っています。

また、主に印旛沼内での水質改善対策の検討・実施に特化した「水質改善技術検討会」も設立され、流域対策と沼内対策の二本柱で対策を進めています。

取組の例「印旛沼流域環境・体験フェア」

多くの方々に参加いただけるイベントとして印旛沼の持つ魅力を発信し、流域住民・県民に対して、印旛沼への関心を深めるとともに、印旛沼の水循環再生への機運を高めることを目的として、毎年開催されています。

当日は印旛沼関連環境団体および学校、企業、流域の市町によるブース出展や様々なイベントが行われます。

水と食と発見のある印旛沼

第14回印旛沼流域環境・体験フェア

2016.10.29 (SAT) 11:00~15:00 | 10.30 (SUN) 10:00~14:00

@ 佐倉ふるさと広場 向かい側

入場無料

主催：千葉県・印旛沼流域水循環健全化会議
共催：印旛沼水質保全協議会
後援：千葉県河川協会（公財）印旛沼環境基金・印旛沼環境団体連合会・千葉県工業用水協会・（公）日本水産協会千葉県支部・利根川治水対策千葉県支部・（公）埼玉県市民協会の会
協賛：千葉県河川協会 利根川治水対策千葉県支部・（公）埼玉県市民協会の会
（株）広域連携ネット296・成田ケーブルテレビ（株）・北総鉄道（株）・東武東上線（株）
協賛：千葉県河川協会・印旛沼水質保全協議会（協賛）

協力：関係団体・企業

※ 雨天時は前日と中止

お問い合わせ先
事務局：印旛沼流域水循環健全化会議（千葉県国土整備部河川環境課）
☎ 043-223-3155 ✉ kawakan2@mz.pref.chiba.lg.jp

開催・中止の権限方法
フェア前日（10/28）から会場内で、開催もしくは中止を御案内します。
☎ 0180-99-1600（※通話料が発生します。）

イベント

- 市町等ブース出展
- 農産物販売等
- 飲食物の販売
- Eボート体験
- ワークショップ
- ステージイベント
- 農産物・作業機展示・乗車体験
- 流域キャラクター撮影会
- 市町等ブース出展
- 農産物の販売
- 飲食物の販売
- Eボート体験
- ワークショップ
- ステージイベント
- 農産物・作業機展示・乗車体験
- 流域キャラクター撮影会
- 印旛沼・流域再生大賞表彰式
- NPO/各団体ブース

無料シャトルバスのご案内

出発	到着	料金
9時	10時	00円
10時	11時	10,30円
11時	12時	00,20円
12時	13時	00,20円
13時	14時	20,40円
14時	15時	00,20円
15時	16時	00円

「印旛沼流域水循環健全化会議 ウェブサイト：いんばめま情報広場」からの引用